



第5章 計画の推進

1 庁内推進体制の充実

（１）庁内体制の充実

向日市男女共同参画庁内推進会議を中心として、庁内推進体制の強化を図るとともに、市職員がジェンダーの視点で執務にあたることができるよう、計画的に研修を実施します。

（２）男女共同参画モデル職場の推進

男女共同参画の規範となる職場づくりをめざし、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画を定め、男女共同参画を推進していきます。

（３）市政への反映

条例第 11 条には、市はあらゆる施策の実施において、男女共同参画の推進に配慮することが規定されています。市職員が施策の企画・立案、実施、評価の各段階で男女共同参画に配慮し、男女の社会における活動の選択に対して中立的な立場に立った市政を推進します。

（４）男女共同参画推進のための施設等の整備

条例第 14 条は、市は男女共同参画に関する施策を実施し、市民による男女共同参画の取組を総合的に支援するための拠点施設の整備に努めるものと規定していることから、市民のニーズに合った拠点施設を整備します。

2 連携・協働の推進

（１）条例の普及

平成 18 年 3 月、条例の施行により、男女共同参画社会を実現するために必要な理念の明確化を図り、市・市民・事業者の責務を定めるとともに、性別による権利侵害の禁止（条例第 7 条）、教育における男女共同参画の推進（条例第 8 条）、性的な表現を行わないなどの情報に関する留意（条例第 9 条）、市が実施する男女共同参画に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策への苦情の申出（条例第 18 条）、男女共同参画の推進を阻害す

る要因によって人権が侵害された場合の被害者の相談（条例第 19 条）など、男女共同参画の推進力が強化されました。しかし、市民、事業者の認知度は決して高いとはいえない状況にあり、今後も一層のPRを行っていきます。

（２）連携・協働の推進

条例第 17 条では、市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、連携及び協働や情報提供等が謳われましたが、国の第 5 次基本計画に示されるように、本市においても性別役割分担意識の解消に対する取組も不十分であり、男女共同参画はあらゆる人々の課題であるにもかかわらず、身近な生活に関係しているという認識の広がりには欠けているなど課題が残りました。

本市の男女共同参画の実現をめざしていくため、市と市民・事業者との連携を強めることはもちろんのこと、市民間、事業者間、市民と事業者など様々な立場の構成員が連携し、協働する機運を高めていきます。

（３）国・京都府・自治体間の協力関係

国・府や近隣自治体、類似した課題をもつ自治体などとも男女共同参画の推進を媒体にした協力関係を築いていきます。

3 進行管理・調査研究

（１）進行管理

条例第 12 条に基づき、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を取りまとめ、公表します。

（２）調査研究

条例第 15 条に基づき、男女共同参画の推進に関し必要な調査研究にも継続的に取り組み、次期計画策定時には、市民・市職員等を対象とした男女共同参画に関する意識調査を実施し、実態把握に努めます。